

改正

平成27年 4 月 1 日規則第 9 号

岩国城索道整備細則

(目的)

第 1 条 この規則は、索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和62年運輸省令第16号）第 3 条の規定に基づき、岩国城索道（以下「索道」という。）施設の機能の維持を図り、もって乗客を安全かつ正確に輸送することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 索道施設の検査及び整備は、この規則の定めるところによる。ただし、この規則に定めがないものについては、岩国城索道運転取扱細則（平成18年規則第122号）第 4 条に規定する索道技術管理者の指示によるものとする。

(定義)

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 点検 この規則に定める検査標準に基づき、索道施設の異常の有無を確認する日常的な業務をいう。
- (2) 検査 この規則に定める検査標準に基づき、索道施設の異常の有無を定期的に確認するための検査をいう。
- (3) 外観検査 基本的に設備を動作させずに、設備の腐食、損傷等の異常を目視等により検査することをいう。
- (4) 作用の確認 設備を実際に作動させて、その機能等を確認することをいう。
- (5) 測定 計測器類を使用して、摩耗量、動作量等を測定することをいう。この場合において、専用の定規等を用いて目視で確認する場合も含む。
- (6) 目視 設備の異常の有無を視覚により確認することをいう。
- (7) 聴覚 設備を実際に動作させて、その機械音等から異常の有無を確認することをいう。
- (8) 触覚 設備に触れて、温度、振動等の異常の有無を確認することをいう。
- (9) 臭覚 設備から発生する臭気により、異常の有無を確認することをいう。
- (10) 打検 工具により軽打して、設備の状態を確認することをいう。
- (11) 標準値 修理又は調整の要否を決定する場合の参考となるべき数値をいう。
- (12) 限度 取替え又は修理を要しない目安をいう。
- (13) 整備 索道施設を定められた基準に従って維持し、管理するために行う業務をいう。

(点検及び検査の種類)

第 4 条 索道施設の点検及び検査の種類及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 始業点検（1 日 1 回索道施設の使用前に行う、起点から終点までの試運転による索条、支柱、原動設備、搬器等の索道設備その他の工作物の点検）
- (2) 1 か月検査（使用期間の通算が 1 か月ごとに行う検査）

- (3) 3か月検査（使用期間の通算が3か月ごとに行う検査）
- (4) 12か月検査（使用期間の通算が12か月ごとに行う検査）
- (5) 臨時検査(1)（運転保安に係りのある施設を新設し、改造し、又は修理した場合に、当該設備及び当該設備と運転保安上に関係する設備を運転して、事業に供しようとする事前に実施する検査）
- (6) 臨時検査(2)（適合確認検査）索道事業の全部又は一部を6月以上休止した場合、索道施設に関する技術上の基準の細目を定める告示の検査対象設備の項に掲げる設備について、事業の全部又は一部を再開するときまでに行う検査をいう。

（点検及び検査の実施）

第5条 前条の点検及び検査は、索道施設の検査標準（別表第1）の点検及び検査項目により行うものとし、点検及び検査に当たっては、索道の整備の標準及び限度（別表第2）、絶縁抵抗測定値判定基準（別表第3）及び接地抵抗測定値判定基準（別表第4）によらなければならない。

2 3か月検査を実施するときは、1か月検査も実施するものとする。

3 12か月検査を実施したときは、1か月検査及び3か月検査を実施したものとみなす。

（整備）

第6条 前条の規定により点検又は検査した結果、不良箇所があったときは、整備を行うものとする。

（試運転）

第7条 索道施設は、次の各号のいずれかに該当するときは、試運転をした後でなければ、これを使用してはならない。

(1) 12か月検査を実施したとき。

(2) 臨時検査を実施したとき。

(3) 索道技術管理者が必要と認めたとき。

（検査等の記録）

第8条 索道施設の点検、検査及び整備を行ったときは、点検、検査及び整備を行った年月日並びに整備の内容又は成績を記録するものとする。

2 始業点検記録簿は1年間、検査及び整備の記録簿は3年間保存するものとする。ただし、索条の記録は、当該索条を交換するまで保存しなければならない。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）
索道施設の検査標準

点検及び検査箇所			点検項目	検査項目		備考
			始業点検	1 か月検査	1 2 か月検査（臨時検査（2））	
停留所	乗降場	乗降場 （搬器制 動装置を 含む。）			1 通路、階段、手すり等の損傷の有無（目視） 2 各種表示等の良否（目視）①	① 鮮明度及び表示位置
		駅舎 （監視所を含む。）			1 外観状態の良否（目視） 2 掲示類の良否（目視）①	① 運賃、運行時間、事業者名称、旅客が遵守すべき事項等について、その鮮明度及び掲示位置
	場内設備	支索用シュー		1 外観状態の良否（目視） 2 支索の移動状態の良否（目視） 3 給油状態の良否（目視）	1 外観状態の良否（目視） 2 取付状態の良否（目視、打検） 3 部材の損傷、変形、亀裂の有無（目視）① 4 支索の移動状態の良否（目視） 5 給油状態の良否（目視）	① 必要に応じて測定
		受索装置	1 回転状態の良否（目視）	1 外観状態の良否（目視） 2 溝の異常摩耗、損傷の有無（目視）① 3 回転状態の良否	1 外観状態の良否（目視） 2 取付状態の良否（目視、打検） 3 部材の損傷、変形、亀裂の有無（目視）	① 必要に応じて測定 別表第 2 による。 ② 給油周期 別表第 2 に

			(目視、聴覚) ②	4 溝の異常摩耗、損傷の有無(目視)(測定) ① 5 回転状態の良否(目視、聴覚) ②	よる。必要に応じてベアリング交換
	搬器ガイド		1 外観状態の良否(目視)	1 外観状態の良否(目視) 2 取付状態の良否(目視、打検) 3 接触部異常摩耗の有無(目視) 4 作用の良否(目視)	
	搬器緩衝器		1 外観状態の良否(目視)	1 取付状態の良否(目視) 2 作用の良否(目視)	
	その他の建造物			1 点検台、足場等の損傷の有無(目視)	
索条	支索		1 外観状態の良否(目視) 2 塗油状態の良否(目視) 3 異常伸びの有無(目視) ②	1 外観状態の良否(目視) 2 損傷、腐食、変形の有無(目視) 3 素線断線の有無(目視) ① 4 ロープ径の良否(測定) ①	① 別表第2による。 ② 支索緊張チェーン、おもり移動で測定

				5 塗油状態の良否 (目視) ①	
				6 異常伸びの有無 (目視) (測定) ②	
平衡索 えい索		1 外観 状態の 良否(目 視)	1 外観状態の良否 (目視) 2 塗油状態の良否 (目視) 3 異常伸びの有無 (目視)	1 外観状態の良否 (目視) 2 損傷、腐食、変形 の有無 (目視) 3 素線断線の有無 (目視) ① 4 ロープ径の良否 (測定) ① 5 接合部のロープ 径の良否 (測定) ① 6 塗油状態の良否 (目視) ① 7 異常伸びの有無 (測定) ②	① 別表第 2による。 ② 緊張滑 車、誘導滑 車、おもりの 移動等で測 定
緊張索			1 外観状態の良否 (目視) 2 ソケット、クラン プ等の状態の良否 (目視)	1 外観状態の良否 (目視) 2 損傷、腐食、変形 の有無 (目視) 3 素線断線の有無 (目視) ① 4 ロープ径の良否 (測定) ①	① 別表第 2による。

					5 ソケット、クランプ等の状態の良否（目視）	
					6 塗油状態の良否（目視）①	
緊張設備	基礎		1 外観状態の良否（目視）	1 外観状態の良否（目視）	2 基礎コンクリートの亀裂、損傷の有無（目視）	
				3 アンカーボルトの状態の良否、ナットのゆるみの有無（目視、打検）		
	索端固定部引留装置		1 外観状態の良否（目視）	1 外観状態の良否（目視）	2 部材の損傷、変形、亀裂の有無（目視）	①位置確認
				3 ソケット、クランプの状態の良否（目視）		
				4 二重引留装置の状態の良否（目視、測定）①		
	支索碇礎		1 外観状態の良否（目視）	1 外観状態の良否（目視）	2 基礎コンクリート亀裂、損傷の有無	①隙間間隔

	支索緊張装置			(目視) 3 クランプの状態の良否(目視) 4 二重引留装置の状態の良否(目視、測定)①	
	支索緊張シュー、支索緊張シューチェーン	1 回転状態の良否(目視)	1 外観状態の良否(目視) 2 回転状態の良否(目視、聴覚)①	1 取付状態の良否(目視、打検) 2 部材の損傷、変形、亀裂の有無(目視) 3 溝の異常摩耗、損傷の有無(測定)② 4 回転状態の良否(目視、聴覚)①	① 給油周期別表第2による。必要に応じてベアリング交換。 ② 摩耗の測定別表第2による。
	おもり	1 移動状態の良否(目視)	1 外観状態の良否(目視) 2 移動状態の良否(目視)	1 外観状態の良否(目視) 2 移動状態の良否(目視) 3 ピット内部の状態の良否(目視) 4 おもり、引留部の状態の良否(目視)	
	基礎		1 外観状態の良否(目視)	1 外観状態の良否(目視) 2 基礎コンクリートの亀裂、損傷の有無(目視)	

え い 索・平 衡索緊 張装置	緊張滑車 誘導滑車	1 回転 状態の 良否(目 視)	1 外観状態の良否 (目視) 2 溝の異常摩耗、損 傷の有無(目視) 3 回転状態の良否 (目視、聴覚)①	1 取付状態の良否 (目視、打検) 2 部材の損傷、変 形、亀裂の有無(目 視) 3 溝の異常摩耗、損 傷の有無(測定)② 4 回転状態の良否 (目視、聴覚)①	① 給油周期 別表第2に よる。必要に 応じてペア リング交換 ② 摩耗の測 定 別表第 2による。	
		おもり	1 移動 状態の 良否(目 視) 2 移動状態の良否 (目視)	1 外観状態の良否 (目視) 2 移動状態の良否 (目視) 3 ピット内部の状 態の良否(目視) 4 おもり、引留部の 状態の良否(目視)		
				3 か月検 査		
搬 器		1 走行 輪の回 転状態 の良否 (目視)	1 外観状 態の良 否(目 視、打 検) 2 溝の異	1 外観 状態の 良否(目 視、打 検) 2 溝の	1 外観状態の良否 (目視、打検) 2 取付状態の良否 (目視、打検)	① 別表第 2による。 ② 運輸開 始後10年 を経過した

走行部 (走行輪を含む。)			常摩耗、損傷の有無(目視)①	異常摩耗、損傷の有無(目視、測定)①	3 部材の損傷、変形、亀裂の有無(目視)②	時点、その後は5年ごとに、磁粉探傷又はカラーチェックにより検査する。
			3 回転状態の良否(目視、聴覚)	3 回転状態の良否(目視、聴覚)	4 溝の異常摩耗、損傷の有無(目視、測定)①	
			4 えい索及び平衡索ソケット、クランプ、ターンバックル等の取付状態の良否(目視)	4 えい索及び平衡索ソケット、クランプ、ターンバックル等の取付状態の良否(目視)	5 回転状態の良否(目視、聴覚)	
					6 えい索及び平衡索ソケット、クランプ等の取付状態の良否(目視)②	
					7 タッチバーの状態の良否(目視)	
			5 タッチバーの状態の良否(目視)	5 タッチバーの状態の良否(目視)		
懸垂部		1 外観状態の良否(目視)	1 外観状態の良否(目視)	1 外観状態の良否(目視)	1 外観状態の良否(目視)	① 運輸開始後10年を経過した時点、その後は5年ごとに、磁粉探傷又はカラーチェックにより検査する。
		2 給油状態の良否(目視)	2 給油状態の良否(目視)	2 取付状態の良否(目視)	2 取付状態の良否(目視)	
				3 部材の損傷、変形、亀裂の有無(目視)①	3 部材の損傷、変形、亀裂の有無(目視)①	
				4 軸、軸受の状態の良否(目視、聴覚)	4 軸、軸受の状態の良否(目視、聴覚)	
				5 点検台等の損傷	5 点検台等の損傷	

				の有無（目視）	
				6 給油状態の良否（目視）	
本体	電気設備 （蓄電池を含む。）	1 扉の開閉、施錠の状態の良否（目視）	1 外観状態の良否（目視） 2 扉、窓の開閉、施錠の状態の良否（目視） 3 灯具、電池、通信機器、放送設備等の状態の良否（目視、聴覚）	1 外観状態の良否（目視） 2 内、外装部の損傷の有無（目視） 3 搬器ガイドの損傷の有無（目視） 4 表示、標識、掲示物の状態の良否（目視）① 5 搭載備品の状態の良否（目視） 6 扉の開閉、施錠の状態の良否（目視） 7 窓の開閉、錠の状態の良否（目視） 8 灯具、電池、通信機器、放送装置等の状態の良否（目視、聴覚） 9 電池性能の良否（目視、測定）②	①搬器番号、最大乗車人員及び最大積載量等の確認 ②電解液量及び比重、電圧測定
		2 灯具、電池、通信機器、放送設備の状態の良否（目視、聴覚）			
原動設備			1 外観状態の良否（目視）	1 外観状態の良否（目視） 2 基礎コンクリートの亀裂、損傷の有	①必要に応じて測定

基礎				無（目視） 3 基礎の沈下、傾斜、移動、洗掘の有無（目視）① 4 アンカーボルトの状態の良否、ナットのゆるみの有無（目視、打検）	
原動滑車等	原動滑車 遊動滑車 誘導滑車	1 外観状態の良否(目視) 2 回転状態の良否(目視、聴覚)	1 外観状態の良否（目視） 2 溝の異常摩耗、損傷の有無（目視） 3 回転状態の良否（目視、聴覚）①	1 外観状態の良否（目視） 2 取付状態の良否（目視、打検） 3 部材の損傷、変形、亀裂の有無（目視） 4 溝の異常摩耗、損傷の有無（測定）② 5 回転状態の良否（目視、聴覚）①	① 給油周期別表第2による。必要に応じてベアリング交換 ② 摩耗の測定別表第2による。
主減速機	本体 （開放歯車を含む。）	1 運転状態の良否(目視、聴覚) 2 油漏れの有無（目視）	1 外観状態の良否（目視） 2 運転状態の良否（目視、聴覚）① 3 油漏れの有無、油量の良否（目視）	1 外観状態の良否（目視） 2 据付状態の良否（目視、打検） 3 運転状態の良否（目視、聴覚、触覚）①② 4 油漏れの有無、油量の良否（目視、触	① 給油周期別表第2による ② 必要に応じてメーカーの検査 ③ 別表第2による。必要に応じて交換

				覚) ③ 5 潤滑油の汚損、変質の有無(目視、触覚) ③	
伝動装置	伝動機器	1 回転状態の良否(目視、聴覚) 2 チェーン、ベルトの張り状態の良否(目視) ① 3 回転状態の良否(目視、聴覚) ②	1 外観状態の良否(目視) 2 チェーン、ベルトの張り状態の良否(目視) ① 3 回転状態の良否(目視、聴覚) ②	1 取付状態の良否(目視、打検) 2 継手部の状態の良否(目視) 3 チェーン、ベルトの張りの状態の良否(目視) ① 4 回転状態の良否(目視、聴覚)	① 必要に応じて測定 ② 給油周期別表第2による。
	常用制動装置(原動軸等制動機)	1 作用の良否(目視) ① 2 作用の良否(目視) ①② 3 給油状態の良否(目視)	1 外観状態の良否(目視) 2 作用の良否(目視) ①② 3 給油状態の良否(目視)	1 外観状態の良否(目視) 2 取付状態の良否(目視、打検) 3 制動力余裕の良否(目視) ①② 4 ライニングパッドの異常摩耗、損傷、油じみ、片当りの有無、隙間間隔の良否(目視、測定) ③ 5 ドラムの異常摩耗、損傷、蛇行回転の有無(目視) 6 作用の良否(測定) ④	① 必要に応じて無負荷で制動距離等の測定。 ② 別表第2による。必要に応じて測定。 ③ 別表第2による。 ④ 最大負荷時の制動距離等の測定 ⑤ 別表第3

				7 ばねの損傷、変形による。 の有無（目視） 8 給油状態の良否 （目視） 9 絶縁抵抗の良否 （測定）⑤	
	制動装置	手動制動装置	1 外観状態の良否（目視） 2 作用の良否（目視）	1 外観状態の良否（目視） 2 取付状態の良否（目視、打検） 3 制動力余裕の良否（目視、測定）① 4 ライニングパッドの異常摩耗、損傷、油じみ、片当りの有無、隙間間隔の良否（目視、測定）② 5 ドラムの異常摩耗、損傷、蛇行回転の有無（目視） 6 作用の良否（測定）③	① 別表第2による。必要に応じて測定 ② 別表第2による。 ③ 手動ブレーキ作動巻数の測定
	非常用制動機 （原動滑車制動機）	1 作用の良否（目視）①	1 外観状態の良否（目視） 2 作用の良否（目視）①②	1 取付状態の良否（目視、打検） 2 制動力余裕の良否（目視、測定）①②	① 必要に応じて無負荷で制動距離等の測定 ② 別表第2

			3 給油状態の良否 (目視)	3 ライニングパッドの異常摩耗、損傷、油じみ、片当りの有無、隙間間隔の良否 (目視、測定) ③ 4 ドラムの異常摩耗、損傷、蛇行回転の有無 (目視) 5 作用の良否 (測定) ④ 6 ばねの損傷、変形の有無 (目視) 7 給油状態の良否 (目視)	による。必要に応じて測定。 ③ 別表第2による。 ④ 最大負荷時の制動距離等の測定
--	--	--	---------------------------	--	--

主原動機	電動機	1 回転状態の良否(目視、聴覚)	1 外観状態の良否(目視) 2 ブラシ、スリップリング又は整流子の状態の良否(目視)① 3 冷却ファン、フィルターの汚損の有無(目視)② 4 回転状態の良否(目視、聴覚、臭覚)	1 外観状態の良否(目視) 2 据付状態の良否(目視、打検) 3 ブラシ、スリップリング又は整流子の状態の良否(目視)① 4 冷却ファン、フィルターの汚損の有無(目視)② 5 回転状態の良否(目視、聴覚、臭覚)③ 6 絶縁抵抗の良否(測定)④ 7 接地抵抗の良否(測定)⑤	① 別表第2による。 ② 必要に応じて清掃 ③ 上り最大負荷、下り無負荷で起動試験。下り線乗車の場合は上り無負荷、下り最大負荷で速度試験。 ④ 別表第3による。 ⑤ 別表第4による。
	運転盤 制御盤 (操作盤等を含む。)	1 表示部、計器類の作用の良否(目視)	1 遮断機、開閉器、他操作電気機器の作用の良否(目視) 2 配線、端子類の状態の良否(目視) 3 表示部、計器類の作用の良否(目視)	1 据付状態の良否(目視) 2 遮断機、開閉器、他操作電気機器の作用の良否(目視) 3 配線、ソケット・端子類の状態の良否(目視) 4 表示部、計器類の作用の良否(目視) 5 絶縁抵抗の良否(測定)①	① 別表第3による。 ② 別表第4による。
制御装置					

				6 接地抵抗の良否 (測定) ②	
予備原 動装置	内燃機		1 外観状態の良否 (目視) 2 運転状態の良否 (目視、聴覚) 3 電池性能の良否 (目視、測定) ②	1 外観状態の良否 (目視) 2 据付状態の良否 (目視、打検) 3 クラッチ、手動ブレーキの作用の良否 (目視) 4 燃料の質、量の良否 (目視) 5 冷却液、潤滑油の変質の有無、量の良否 (目視) ① 6 電池性能の良否 (目視、測定) ② 7 起動、運転状態の良否 (目視、聴覚) ③	① 別表第 2 による。 ② 電解液の量。 ③ 上り最大負荷、下り無負荷で起動試験。下り線乗車の場合は上り無負荷、下り最大負荷で速度試験。 ※ 毎日暖機運転実施

	予備減速機(照明及び予備原動使用時モニター装置含む)	1 外観状態の良否 (目視) 2 回転状態の良否 (目視、聴覚、臭覚) 3 作用の良否 (目視)	1 外観状態の良否 (目視) 2 据付状態の良否 (目視、打検) 3 回転状態の良否 (目視、聴覚、臭覚) ③ 4 作用の良否 (目視、点検) ①②	① 別表 2 による。 ② 必要に応じて清掃。 ③ 上り最大負荷、下り無負荷で起動試験。下り線乗車の場合は上り無負荷、下り最大負荷で速度試験。
	伝動機器	1 外観状態の良否 (目視) 2 回転状態の良否 (目視、聴覚) ①	1 外観状態の良否 (目視) 2 取付状態の良否 (目視) 3 連結用チェーン及びカップリングの損傷の有無 (目視) 4 回転状態の良否 (目視、聴覚) ② 5 継ぎ手部の状態の良否 (目視) 6 作動油の汚損、変質の有無、油量の良否 (目視)	① 無負荷で運転。 ② 上り最大負荷、下り無負荷で起動試験。下り線乗車の場合は上り無負荷、下り最大負荷で速度試験。
	引込み線 (埋設)	1 外観状態の良否 (目視)	1 電線の損傷、地絡、混触のおそれの有無 (目視) ①	① 必要に応じて測定

					2 電線接続部の状態の良否（目視）	②別表第3による。
					3 絶縁抵抗の良否（測定）②	
変電所及び配電所			1 表示部、計器類の作用の良否（目視）	1 外観状態の良否（目視）	1 外観状態の良否（目視）	①必要に応じて測定
			2 表示部、計器類の作用の良否（目視）①	2 据付状態の良否（目視、打検）	2 据付状態の良否（目視、打検）	②別表第3による。
				3 配線、端子類の状態の良否（目視）	3 配線、端子類の状態の良否（目視）	③別表第4による。
				4 変圧器、コンデンサ等の状態の良否（目視）	4 変圧器、コンデンサ等の状態の良否（目視）	
				5 しゃ断器、開閉器、断路器等の作用の良否（目視）	5 しゃ断器、開閉器、断路器等の作用の良否（目視）	
				6 ヒューズ等の状態の良否（目視）	6 ヒューズ等の状態の良否（目視）	
				7 継電器類の作用の良否（目視）①	7 継電器類の作用の良否（目視）①	
				8 表示部、計器類の作用の良否（目視）①	8 表示部、計器類の作用の良否（目視）①	
				9 絶縁抵抗の良否（測定）②	9 絶縁抵抗の良否（測定）②	
				10 接地抵抗の良否（測定）③	10 接地抵抗の良否（測定）③	
受配電設備						

保安設備	非常事態を検出するための装置	過伸検出装置	1 外観状態の良否（目視）	1 外観状態の良否（目視） 2 取付状態の良否（目視）	1 外観状態の良否（目視） 2 取付状態の良否（目視） 3 配線、端子類の状態の良否（目視） 4 検出器、表示部、警報等の作用の良否（目視、聴覚） 5 絶縁抵抗の良否（測定）①	①別表第3による。
		過張力検出装置 過速度検出装置 過負荷検出装置 非常停止押ボタンスイッチ 過走検出装置				
保安設備	運転の安全を確保するための装置	速度計	1 外観状態の良否（目視）①	1 外観状態の良否（目視） 2 取付状態の良否（目視）	1 外観状態の良否（目視） 2 取付状態の良否（目視） 3 配線、端子類の状態の良否（目視） 4 検出器、表示部、警報等の作用の良否（目視、聴覚、測定）	①必要に応じて作用確認。風速計は除く ②別表第3による。 ③別表第4による。
		風速計 保安通信設備搬器出発合図装置				

				定)	
	搬器位置 表示器			5 電池性能の良否 (測定)	
	搬器接近 警報装置			6 絶縁抵抗の良否 (測定) ②	
	停留場進 入速度減 速装置			7 接地抵抗の良否 (測定) ③	
	搬器扉施 錠確認検 出装置				
	救助装置 (救助搬 器を含 む。)	1 外観状態の良否 (目視) 2 配置の良否(目視)	1 外観状態の良否 (目視) 2 救助用具の作用 の良否(目視) ① 3 部材の損傷の有 無(目視) 4 配置の良否(目 視) 5 救助搬器のプレ ーキの取付状態及 び作用の良否(目 視) 6 救助搬器用索条 の異常の有無(目 視)	① 使用する 高さ等の 状況に応じ て試験	

	その他 の保安 設備	保安スイ ッチ 制動機開 放検出装 置 予備原動 機切換検 出装置 避雷装置 異常風速 検出装置	1 外観 状態の 良否 (目 視) ①	1 取付状態の良否 (目視) 2 配線、端子類の状 態の良否 (目視) 3 検出器、表示部、 警報等の作用の良否 (目視、聴覚)	1 取付状態の良否 (目視) 2 配線、端子類の状 態の良否 (目視) 3 検出器、表示部、 警報等の作用の良 否 (目視、聴覚) 4 絶縁抵抗の良否 (測定) ② 5 接地抵抗の良否 (測定) ③	① 必要に応 じて作用確 認。 ② 別表第 3 による。 ③ 別表第 4 による。
	照明設 備 (夜 間運 転す るも のに 限る) ・電 灯設 備		1 作用 の良否 (目 視) 2 作用の良否 (目視)	1 取付状態の良否 (目視) 2 作用の良否 (目視) 3 作用の良否 (目 視) 4 絶縁抵抗の良否 (測定) ①	1 取付状態の良否 (目視) 2 配電盤、開閉器等 の状態の良否 (目 視) 3 作用の良否 (目 視) 4 絶縁抵抗の良否 (測定) ①	① 別表第 3 による。
放			1 作用	1 取付状態の良否	1 取付状態の良否	総合的な場

送設備			の良否 (聴覚)	(目視) 2 作用の良否 (聴覚)	(目視) 2 作用の良否 (聴覚) 3 電池性能の良否 (測定) ①	内放送設備に限る。 ① 必要に応じて測定。
地表面等				1 外観状態の良否 (目視)	1 地表面、切取り、盛土の状態の良否 (目視) 2 線路両側の支障樹木の有無 (目視)	
保護設備 防護設備	地表面保護設備 災害防止設備 送配電線保護設備			1 外観状態の良否 (目視)	1 取付状態の良否 (目視) 2 基礎の状態の良否 (目視) 3 部材の損傷、変形、亀裂の有無 (目視) 4 保護網の腐食、破損の有無 (目視) 5 接地抵抗の良否 (測定) ①	① 送電線保護に係わる場合 別表第4による。
試運転			1 運転状態の良否 (目視) ① 2 着雪、着氷の有無 (目視)	1 運転状態の良否 (目視) ① 2 着雪、着氷の有無 (目視)	1 運転状態の良否 (目視、測定) ② 2 着雪、着氷の有無 (目視) 3 電動機の起動・運転時の電圧・電流の良否 (測定) ②	① 起点から終点まで ② 上り・下りとも無負荷で実施。

別表第 2（第 5 条関係）

複線交走式普通索道の整備の標準及び限度

検査箇所			検査項目	整備標準及び限度
場内設備	受索装置	受索装置	1 溝の摩耗（設計値に対して）	1 0 mm
			2 ころがり軸受の給油周期	3 か月（時間）
			3 ビームピンの給油周期	1 か月
索条	支索		1 摩耗限度 摩耗のみの場合の直径減少率は新品時直径に対して約 5 % 減少した時とする。（新品時とはロープ架設後 1 0 0 時間運転を行った時とする。）	4 7 . 6 7 mm
			2 断線本数	分散断線時の 3 ピッチ間の断線本数（断面積減少が 5 % 相当の時の本数） 4 本
			3 給油周期	3 か月
			1 摩耗限度 摩耗のみの場合の直径減少率は新品時直径に対して約 5 % 減少した時とする。（新品時とはロープ架設後 1 0 0 時間運転を行った時とする。）	曳索 2 1 . 0 7 mm 平衡索 1 7 . 2 9 mm

	曳索 平衡索		2 断線本数	分散断線時の 1 ピッチ間の断線 本数（断面積減 少が 1 0 % 相当 の時の本数）	1 1 本
				1 ストランド集 中断線時の断線 本数（断面積減 少率が 5 % 相当 の時の本数）	6 本
			3 給油周期		3 か月
	支索緊張 索		1 摩耗限度		6 3 . 5 1 mm
			2 断線本数		1 9 本
			3 給油周期		3 か月
緊張設備	支索緊張 装置	支索緊張 シュー、支 索緊張シ ューチエ ーン	1 シュー摩耗限度		－ 5 mm
			2 シューチェーン摩耗限度		ローラー直径－ 5 mm
			3 給油周期		3 か月
	曳索 平衡索 緊張装置	バランス 滑車	1 溝の摩耗（設計値に対し て）		直径－ 1 0 （－ 5 ） mm
		誘導滑車	1 溝の摩耗（設計値に対し て）		直径－ 1 0 （－ 5 ） mm
			2 給油周期		6 か月
搬器	走行部	走行部	1 相互関係位置		1 か月
		走行輪	1 溝の摩耗（設計値に対し て）		5 mm

			2 給油周期	1 か月
原動設備	原動滑車等	原動滑車	1 溝の摩耗（設計値に対して）	1 0 mm
			2 給油周期	6 か月
		遊動滑車	1 溝の摩耗（設計値に対して）	1 0 mm
			2 給油周期	6 か月
		誘導輪	1 溝の摩耗（設計値に対して）	1 0 mm
			2 給油周期	6 か月
	伝動装置	伝動機器	1 給油周期	6 か月
	制動装置	手動制動装置	1 ライニングパッドの摩耗（残）	（残量） 3 mm
			2 ライニングパッドの開放時の隙間間隔	5 mm
		常用制動装置	1 ライニングパッドの摩耗（残）	6 mm
			2 ライニングパッドの開放時の隙間間隔	5 mm
			3 制動力余裕	スラスター下降余裕 1 0 mm
		非常用制動装置	1 ライニングパッドの摩耗（残）	6 mm
			2 ライニングパッドの開放時の隙間間隔	5 mm

			3 制動力余裕	1 0 mm
		制 動 機 油 圧 押 し 上 げ 機	1 油の交換周期	1 2 ヶ月
	主原動機	電動機	1 温度上昇限度	9 0 ℃
			2 ブラシの摩耗限度	2 0 mm
		主減速機	1 温度上昇限度	8 0 ℃
			2 潤滑油の交換周期	1 2 か月
	予 備 原 動 装 置	内燃機	1 潤滑油交換周期（エレメン ト）	初回 7 0 0 時間 2 回目以降 1 , 5 0 0 時間
			2 冷却水交換周期	3 , 0 0 0 時間ごと
		予 備 減 速 機	1 温度上昇限度	8 0 ℃
			2 潤滑油の交換周期	1 2 か月
		伝動機器	1 給油周期	1 2 か月
		照 明 用 エ ン ジ ン 発 電 機	潤滑油の交換周期	1 2 か月

注) 換算参考 $0.1 \text{ kgf/cm}^2 \approx 9.81 \text{ kPa} = 0.00981 \text{ MPa}$

別表第 3（第 5 条関係）

複線交走式普通索道の絶縁抵抗測定値判定基準

使用測定器：絶縁抵抗計

検査箇所		測定場所	測定方法	測定器	絶縁抵抗値（注記 1 2）	備考
原動設備	制動装置	常用制動装置（油圧押し上げ機） 電動機の巻線回路	配線一括～大地間	5 0 0 V メガ	4 0 0 V のもの … 0 . 4 M Ω 以上	
	電動機（交流電動機）	一次巻線回路 二次巻線回路	配線一括～大地間	5 0 0 V メガ	4 0 0 V のもの … 0 . 4 M Ω 以上	該当する箇所を測定する
	冷却ファン	電動機の巻線回路	配線一括～大地間	5 0 0 V メガ	4 0 0 V のもの … 0 . 4 M Ω 以上	
	制御回路	制御回路電源	配線一括～大地間	1 0 0 V メガ	5 0 V 以下のもの … 0 . 1 M Ω 以上	半導体回路を含むときは、テスターにより測定しても構わない。
				5 0 0 V メガ	1 0 0 V のもの … 0 . 1 M Ω 以上 2 0 0 V のもの … 0 . 2 M Ω 以上 4 0 0 V のもの … 0 . 4 M Ω 以上	
保安設備				1 0 0 V メガ	5 0 V 以下のもの … 0 . 1 M Ω 以上	半導体回路を含むときは、テスターにより測定

備	各保安検出器	回路電源	配線一括～大地間	500Vメガ一	100Vのもの…0.1MΩ以上 200Vのもの…0.2MΩ以上 400Vのもの…0.4MΩ以上	しても構わない。
	保安通信回路	通信ケーブル	配線一括～大地間	100Vメガ一 500Vメガ一	50V以下のもの…0.1MΩ以上 100Vのもの…0.1MΩ以上 200Vのもの…0.2MΩ以上	半導体回路を含むときは、テスターにより測定しても構わない。
	低圧屋外電線路	各電線路(照明用は、除く。)	各電線路～大地間 各電線路心線相互間	500Vメガ一	200Vのもの…0.2MΩ以上 100Vのもの…0.1MΩ以上 200Vのもの…0.2MΩ以上	
	引込線	各電線路	各電線路～大地間 各電線路心線相互間	1000Vメガ一 1000Vメガ一	高圧のもの…10MΩ以上 高圧のもの…10MΩ以上	
変電所及び配電	高圧回路	引込線及び変	回路一括～	1000	高圧のもの…1	

所		圧器を除く全回路	大地間	0 V メ ガー	0 MΩ 以上	
	変圧器	変圧器の巻線回路	一次巻線一括～大地間	1 0 0 0 V メ ガー	高圧のもの… 1 0 MΩ 以上	
			二次巻線一括～大地間	1 0 0 0 V メ ガー	高圧のもの… 1 0 MΩ 以上	
			一次巻線～二次巻線間	1 0 0 0 V メ ガー	高圧のもの… 1 0 MΩ 以上	
照明設備及び電灯	照明回路	各回路	配線一括～大地間	5 0 0 V メ ガー	1 0 0 V のもの… 0.1 MΩ 以上 2 0 0 V のもの… 0.2 MΩ 以上	

（注記 1）

①鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準（平成 14 年国鉄技第 157 号）V 1-11 第 52 条（電路等の絶縁関係）に定められた電路及び電気機器の絶縁試験は、高圧回路については絶縁耐力試験を行うことになっているが、日常の保守管理では絶縁抵抗試験によって代用することもある。絶縁抵抗欄の数値は、このときの参考値である。

②「測定器」欄中の「100 V メガー」とは、測定器の定格電圧／低格抵抗が「100 V／200 MΩ」を示し、「500 V メガー」は「500 V／1000 MΩ」、「1000 V メガー」は「1000 V／2000 MΩ」を示すものである。

（注記 2）

①低圧回路については、絶縁抵抗値が次のように定められているので、絶縁抵抗値欄は、これを一般的な呼び方で表示したものである。

使用電圧	絶縁抵抗値
300 ボルトを超える低圧	0.4 MΩ 以上
150 ボルトを超え、300 ボルト以下の低圧	0.2 MΩ 以上
50 ボルトを超え、150 ボルト以下の低圧	0.1 MΩ 以上

②屋外の電線路の延長が100メートルを超えるときは、その絶縁抵抗値を上表の数値に次の式で求めた係数を乗じた数値とすることができる。

係数＝100/電路延長（メートル）

③ 施設を新設したときの低圧回路の絶縁抵抗値は、上表にかかわらず、10MΩ以上が望ましい。

（注記3） 表中、電圧が50V以下の回路については、参考値とする。（注記1（1）の省令対象外である。）

別表第4（第5条関係）

複線交走式普通索道の接地抵抗測定値判定基準

使用測定器：接地抵抗計

検査箇所			測定場所	測定器	接地の種類	備考
原動設備	原動機	主電動機 その他の電動機	電動機設置端子 及び取付枠	10Ω以下 100Ω以下 10Ω以下	A種接地 D種接地 C種接地	高圧用のもの 100V又は200Vのもの。 400V用のもの。 同一箇所の場合は 高圧用A種と共用 できる。
		制御盤 その他の盤	制御盤接地端子			
変電所及び配電所	受配電設備	高圧機器	高圧機器の金属 性外箱等	10Ω以下	A種接地	
		変圧器	高圧と低圧を結 合する変圧器の 二次側中性点	150 ———Ω以下 高圧一線値路電流	B種接地	同一箇所の場合は、 高圧用A種と共用 できる。
		低圧機器	低圧機器の金属 性外箱等	100Ω以下 10Ω以下	D種接地 C種接地	100V又は200Vのとき。 400Vのとき。 高圧用A種と共用 できる。
		避雷器	接地線の引出し 箇所	10Ω以下	A種接地	同一箇所の場合で も共用できない。
避雷装置		避雷器	接地線の引出し 箇所	10Ω以下	A種接地	同一箇所の場合で も共用できない。
		避雷針				
通信設備	有線電話	保安器	保安器接地端子 及び取付枠	100Ω以下	D種接地	同一箇所の場合で も共用できない。

（注）電圧が50V以下の回路についてはD種接地；100Ω以下に準ずるものとする。

（前ページの注記1（1）の省令対象外である。）